

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、昭和〇年頃、会社に入社し、青果物の荷そろえ業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日午前8時頃、会社のトイレで倒れているところを発見されたことから、A病院に搬送されたが、同日午後8時6分「脳幹出血」（以下「本件疾病」という。）により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に、遺族補償給付及び葬祭料を請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の付加的判断

(1) 請求代理人は、本件公開審理の席上、被災者は1時間の休憩時間を取れていなかった旨主張するも、その具体的な根拠を述べておらず、また、被災者の同僚Bの聴取書には、「休憩時間はお昼に取ることが多いが、各自、手の空いた時間で休憩を取るようになっている。受注が多くて忙しいときなどは、細切れで休憩を取っているので、1時間は休憩していると思う。」とあることから、請求代理人の当該主張は採用できない。

(2) ところで、被災者の本件疾病は、脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）に該当するが、これらの業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。そこで、上記の認定基準の考え方に基づいて、本件について検討した結果は、決定書理由第2の2の（2）のアからオのとおりであり、被災者は認定基準の要件を満たさない。

(3) 以上を総合すると、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、被災者の死亡と業務との相当因果関係は認められないと判断する。

(4) なお、被災者の健康診断成績表をみると、平成○年度以降の血圧は、144/76（平成○年度）、140/80（平成○年度）、146/82（平成○年度）、140/80（平成○年度）、145/77（平成○年度）と推移し、毎年高血圧との指摘を受け、定期的な血圧測定が必要と指導されていた。また、平成○年度の健康診断においては糖尿病の疑いを指摘され、さらに、平成○年度以降は、肝機能異常が疑われるため、飲酒量を減らすよう指導されていたにもかかわらず

わらず、被災者は適切な治療もせず、かつ喫煙、飲酒など動脈硬化の危険因子となる生活習慣を継続するなどしていた。請求人及び請求代理人によると、被災者は健康診断の結果を開封せずに放置していたとのことだが、こうした不適切な対応により、被災者の健康が著しく損なわれていった可能性が否定できないことについても付言する。

- 3 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。